

平成 2 3 年 度 決 算 に 係 る
定 期 監 査 調 書

平成 2 4 年 7 月

鳥取県西部総合事務所
県 税 局

1	前年度指摘事項等に対する措置等	1 頁
	(1) 指摘事項	
	(2) 監査意見	
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	1 頁
3	組織及び業務調べ	1 頁
4	職員の定員、現員調べ	2 頁
5	役付職員の調べ	2 頁
6	主な事業に関する調べ	3 頁
7	収入証紙取扱額調べ	6 頁
8	収入事務処理状況調べ	7 頁
	(1) 分担金及び負担金	
	(2) 使用料	
	(3) 手数料	
	(4) 財産収入	
	(5) 諸収入	
	(6) 現金の取扱状況	
9	収入未済額調べ	10 頁
	(1) 県税未収金	
	(2)-1 税外収入未済額 (県税関係)	
	(2)-2 税外収入未済額 (県税関係以外)	
10	未収金回収促進のための取り組み状況調べ	14 頁
	(1) 県税関係	
	(2) 税外収入関係	
11	不納欠損額調べ	17 頁
12	負担金、補助金、交付金及び委託料支出状況調べ	20 頁
	(1) 負担金	
	(2) 補助金	
	(3) 交付金	
	(4) 委託料	
13	工事請負費調べ	22 頁
14	財産に関する調べ	22 頁
	(1) 公有財産	
	(2) 金券類の受払状況	
	(3) 債権	
15	財産の貸付及び使用許可調べ	22 頁
	(1) 土地及び建物	
	(2) 物品	
16	借受不動産明細調べ	22 頁
17	職員住宅及び職員駐車場の管理状況調べ	22 頁
	(1) 職員住宅	
	(2) 職員駐車場	
18	自動車 (二輪を除く) の管理状況調べ	22 頁
19	寄附物件の受納状況調べ	23 頁
20	備品の処分状況調べ	23 頁
21	現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	23 頁
○	意見、要望等	23 頁
	(1) 業務に関する要望等	
	(2) 監査委員事務局に対する要望等	

1 前年度指摘事項等に対する措置等

(1) 指摘事項

該当なし。

(2) 監査意見

該当なし。

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項（口頭指摘を含む。）に対する処理状況

該当なし。

3 組織及び業務調べ

局名	課名	係名	主な所掌事務
県税局	収税課	管理係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税に係る周知宣伝に関する事。 ・ 県税に係る徴収金の督促及び収納、過誤納金の還付又は充当に関する事。 ・ 納税貯蓄組合の指導に関する事。 ・ 自動車税及び自動車取得税に係る徴収金の賦課及び課税免除、減免に関する事。
		徴収第一係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税（自動車税以外）に係る徴収金の徴収、滞納処分、延滞金の減免及び犯則取締りに関する事。 ・ 鳥取県地方税滞納整理機構西部支部に関する事。 ・ 地方税法第48条の徴取引受（個人住民税）に関する事。
		徴収第二係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税（自動車税）に係る徴収金の徴収、滞納処分、延滞金の減免及び犯則取締りに関する事。 ・ 徴収スタッフネットに関する事。
		徴収第三係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税（自動車税）に係る徴収金の徴収、滞納処分、延滞金の減免及び犯則取締りに関する事。
	課税課	課税第一係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税（自動車税、自動車取得税、不動産取得税及びゴルフ場利用税を除く。）に係る徴収金の賦課、課税免除及び減免並びに犯則取締りに関する事。
		課税第二係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税（不動産取得税及びゴルフ場利用税）に係る徴収金の賦課、課税免除及び減免並びに犯則取締りに関する事。
	日野支所 （本務：日野総合事務所 県民局企画県民課）		

4 職員の定員、現員調べ

(平成24年 4月 1日現在)

区分	種別	事務職員		技術職員		現業職員		計		備考
		当該年度	23.4.1現在	当該年度	23.4.1現在	当該年度	23.4.1現在	当該年度	23.4.1現在	
定員		31	31	0	0	0	0	31	31	
現員		31	32	0	0	0	0	31	32	
過不足(Δ)		0	1	0	0	0	0	0	1	
臨時職員		0	0	0	0	0	0	0	0	
非常勤職員		(1) 7	8	0	0	0	0	(1) 7	8	事務5(うち育休1)、 育休代替1、 育児短時間勤務代替1

(日野支所の4名除く。)

5 役付職員の調べ

(平成24年 7月 1日現在)

職名	氏名	在職期間		備考
		年	月	
局長	村上 衡	2	3	
副局長 (兼) 収税課長	中村 泰文	0	3	出納員 (県税局3年3月)
収税課長補佐	河本 章良	2	3	
収税課長補佐	谷口 健二	2	3	
課税課長	川越 博行	0	3	
課税課長補佐	高井 栄紀	0	3	
日野支所長	(兼) 高田 壽夫	1	3	本務 日野総合事務所副局長兼企画県民課長
主幹	(兼) 山本 孝之	0	3	本務 日野総合事務所企画県民課主幹

事業名	概要																												
	<p>・ 地方税法第48条による県への徴取引継ぎについては、徴収困難事案の見極めについて町村とよく意見交換したうえで、個人住民税の早期の滞納処分に取り組んだ。 地方税法第48条……市町村が徴収する個人住民税が滞納となった場合に、市町村に代わって県が滞納整理する仕組みを規定。</p> <p>ウ 成 果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥取県地方税滞納整理機構西部支部では、文書催告や臨宅などを共同で行い、県と市町村で重複していた事務を一元化することで、お互いの事務の効率化に繋がった。 ・ 市町村の職員と情報を共有して滞納者ごとにケース検討・処理方針を立てることで、効率的で実効性を伴う納税交渉や滞納整理ができた。 ・ 県と市町村の強い協力体制の構築により、タイミングを逃さない滞納整理や双方の職員の能力向上に繋がった。 <p>○地方税滞納整理機構事案 指定件数 4,004件、滞納金額 96,409千円 (処理実績 2,575件、処理金額 64,620千円) 〔うち個人住民税件数 1,680件、滞納金額 49,239千円 〕 〔 (処理実績 1,104件、処理金額 32,148千円) 〕</p> <p>○地方税法第48条関係事案 引継件数 389件、引継金額 8,266千円 (徴収実績 118件、徴収金額 2,758千円)</p> <p>エ 課 題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の地方税滞納整理機構は任意組織であるため、滞納処分等の自力執行権を有せず納税交渉までしかできないため、迅速な滞納整理に結びつきにくいのが現状である。 ・ 地方税滞納整理機構では、専門部会を設けて、市町村とともに将来的に滞納整理事務だけではなく課税や国保料等も含めた一元化組織（広域連合方式）を設立する意義・必要性について再検討することとしたが、西部地区の市町村の考えは費用対効果が明確でないことなどから「早期に設立する必要性までは感じていない」と全県一致したものではなく温度差がある。 																												
<p>徴収スタッフネット研究会の取り組みについて (市町村との連携)</p> <p>決算(見込)額 — 千円</p>	<p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年度から西部圏域の徴収職員の徴収技術の向上と相互の連絡体制強化をするため、管内県市町村の課長補佐級以下職員が共同して、徴収技術の研修会等を開催している。 <p>(イ) 事業の実施状況</p> <table border="1" data-bbox="518 1675 1508 1933"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>名 称</th> <th>研修テーマ</th> <th>参加者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23. 4. 28</td> <td>総 会</td> <td>地方税滞納整理機構について</td> <td>34人</td> </tr> <tr> <td>H23. 7. 8</td> <td>法令・演習研究会</td> <td>研究発表、事例演習ほか</td> <td>31人</td> </tr> <tr> <td>H23. 9. 9</td> <td>折衝・交渉研究会</td> <td>ロールプレイングほか</td> <td>33人</td> </tr> <tr> <td>H23. 10. 20</td> <td>搜索実地研究会</td> <td>家宅搜索事前研究</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>H23. 10. 21</td> <td>〃</td> <td>搜索ロールプレイング及び事後研究</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>H23. 12. 9</td> <td>中央研修等伝達研修</td> <td>専門研修等の受講者による伝達ほか</td> <td>40人</td> </tr> </tbody> </table>	開催日	名 称	研修テーマ	参加者	H23. 4. 28	総 会	地方税滞納整理機構について	34人	H23. 7. 8	法令・演習研究会	研究発表、事例演習ほか	31人	H23. 9. 9	折衝・交渉研究会	ロールプレイングほか	33人	H23. 10. 20	搜索実地研究会	家宅搜索事前研究	20人	H23. 10. 21	〃	搜索ロールプレイング及び事後研究	20人	H23. 12. 9	中央研修等伝達研修	専門研修等の受講者による伝達ほか	40人
開催日	名 称	研修テーマ	参加者																										
H23. 4. 28	総 会	地方税滞納整理機構について	34人																										
H23. 7. 8	法令・演習研究会	研究発表、事例演習ほか	31人																										
H23. 9. 9	折衝・交渉研究会	ロールプレイングほか	33人																										
H23. 10. 20	搜索実地研究会	家宅搜索事前研究	20人																										
H23. 10. 21	〃	搜索ロールプレイング及び事後研究	20人																										
H23. 12. 9	中央研修等伝達研修	専門研修等の受講者による伝達ほか	40人																										

事業名	概要
	<p>イ 平成23年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県が中心となってこの研究会を企画してきたが、今後は地方財源の自主的な確保という観点からも、市町村も企画や運営に積極的に携わることで、自らに有意義な研修を企画するように働きかけた。 ・ 新任職員も多く参加するため、教育プログラムの一翼を担うことができるようまた、ベテラン職員のモチベーションも維持できるような研修メニューの提供に心掛けた。 <p>ウ 成 果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修に対する意向や期待がアンケート結果（提案）から多く聞かれるようになった。 ・ 徴税担当者間の連携を図り、徴収技術の相互研鑽と情報交流の円滑化を図ることができた。 <p>エ 課 題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村職員にも積極的に講師役を担ってもらうなど、皆で研修会を作り上げるといった気持ちを参加者に持ってもらう工夫が引き続き必要である。 ・ 魅力のある研修とするため、外部研修等で入手した素材もどんどん研修に取り入れ、新しいメニューを提供していく工夫が必要である。 ・ 研修を通じて職員個々の技術や能力は高まってきているが、その力が実践で活かされるよう町村（首長）の滞納整理への理解が必要である。

7 収入証紙取扱額調べ

(平成24年3月31日現在)

収入科目		件数	単価	証紙はりつけ額	備考
目	節				
狩猟税	現年課税分	172	円 16,500	円 2,838,000	① 県民税の所得割額を納める人 ② ①の人の控除対象配偶者、扶養親族 ③ 県民税の所得割額を納めてよいい人で、 控除対象配偶者、扶養親族でない人(世帯主など) ④ 県民税の所得割額を納めてよいい人の控除対象配 偶者、扶養親族 ⑤ ②の人のうち 農林水産業に従事する人 ⑥ 県民税の所得割額を納める人 ⑦ ⑥の人の控除対象配偶者、扶養親族 ⑧ 県民税の所得割額を納めてよいい人で、 控除対象配偶者、扶養親族でない人(世帯主など) ⑨ 県民税の所得割額を納めてよいい人の控除対象配 偶者、扶養親族 ⑩ ⑦の人のうち 農林水産業に従事する人
		54	11,000	594,000	
		138	8,200	1,131,600	網猟免許 または わな猟免許 の登録を受 ける者
		66	5,500	363,000	
		4	5,500	22,000	第二種銃猟免許の登録を受ける者
	計(節)	434		4,948,000	
	目計	434		4,948,000	
総務手数料	徴税手数料	1,771	400	708,400	
		32	400	12,800	
	計(節)	1,803		721,200	
	目計	1,803		721,200	
	合計	2,237		5,669,200	

8 収入事務処理状況調べ

(1) 分担金及び負担金

該当なし。

(2) 使用料

該当なし。

(3) 手数料

(平成24年3月31日現在)
(単位：円)

目	収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
	節	細節							
総務手数料	徴税手数料	納税証明書 交付手数料	22	8,800	8,800	0	0	地方税法、 鳥取県税条例 第16条	
	計(節)		22	8,800	8,800	0	0		
	目計		22	8,800	8,800	0	0		
	合計		22	8,800	8,800	0	0		

(4) 財産収入

該当なし。

(5) 諸収入

(平成24年3月31日現在)
(単位:円)

目		収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令等	備考
		節	細節							
延滞金	延滞金			3,952	17,840,543	17,839,443	0	1,100	地方税法 鳥取県条例 第9条、第10条	
			計(節)	3,952	17,840,543	17,839,443	0	1,100		
目計				3,952	17,840,543	17,839,443	0	1,100		
加算金	加算金			200	13,367,897	11,332,719	20,000	2,015,178	地方税法 71条の14、72条 の46及び47、 90条	
			計(節)	200	13,367,897	11,332,719	0	2,015,178		
目計				200	13,367,897	11,332,719	20,000	2,015,178		
滞納処分費	滞納処分費		滞納処分費	5	9,100	9,100	0	0		
			弁償金	5	9,100	9,100	0	0		
目計				5	9,100	9,100	0	0		
地方法人特別税	地方法人特別税			452	239,309,084	217,550,457	296,303	21,462,324	地方法人特別税 等に関する暫定 措置法	
			計(節)	452	239,309,084	217,550,457	296,303	21,462,324		
目計				452	239,309,084	217,550,457	296,303	21,462,324		
雑入	雑入		出納員管理口座	1	1	1	0	0	出納員管理口座 取扱要領	
			預金利息	1	1	1	0	0		
目計				1	1	1	0	0		
合計				4,610,270	526,625,246	731,720	316,303	23,478,602		

(6) 現金の取扱状況

ア 現金取扱状況

(平成24年3月31日現在)

(単位：円)

収入科目(節)	収入済額	備考
県税及び諸収入	138,507,636	
合計	138,507,636	

イ つり銭の状況

(平成24年3月31日現在)

つり銭の有無	有	つり銭の額(円)
		98,300

9 収入未済額調査

(1) 県税未収金(平成24年3月31日現在)

① 過年度分

区分	税目	前年度からの繰越				当該年度										備考	
		過年度未収額 円	件数	繰越後の課税額 円	件数	課税後の課税額 円	件数	収入額 円	件数	不納欠損額 円	件数	未収額 円	件数				
18 年度 以前	法人県民税	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
	個人事業税	(11,326,761)	(51)	(11,326,761)	(51)	(11,326,761)	(51)	(684,657)	(6)	(3,424,426)	(8)	(7,217,678)	(37)	(7,217,678)	(37)	(37)	
	法人事業税	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
	不動産取得税	(872,436)	(5)	(872,436)	(5)	(872,436)	(5)	(0)	(0)	(0)	(0)	(872,436)	(5)	(872,436)	(5)	(5)	
	特別地方消費税	(1,998,176)	(38)	(1,998,176)	(38)	(1,998,176)	(38)	(36,049)	(0)	(0)	(0)	(1,998,176)	(38)	(1,998,176)	(38)	(38)	
	自動車税	(1,925,278)	(61)	(244,978)	(5)	(1,680,300)	(56)	(65,500)	(4)	(0)	(0)	(1,614,800)	(52)	(1,614,800)	(52)	(52)	
	計	(14,281,211)	(120)	(244,978)	(5)	(14,036,233)	(115)	(786,206)	(10)	(3,424,426)	(8)	(9,794,205)	(96)	(9,794,205)	(96)	(96)	
	19 年度	法人県民税	(480,600)	(1)	(480,600)	(1)	(480,600)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(480,600)	(1)	(480,600)	(1)	(1)
	個人事業税	(996,280)	(10)	(996,280)	(10)	(996,280)	(10)	(0)	(0)	(0)	(0)	(996,280)	(10)	(996,280)	(10)	(10)	
	法人事業税	(116,700)	(1)	(116,700)	(1)	(116,700)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(116,700)	(1)	(116,700)	(1)	(1)	
不動産取得税	(290,618)	(4)	(290,618)	(4)	(290,618)	(4)	(84,897)	(1)	(12,200)	(1)	(153,521)	(2)	(153,521)	(2)	(2)		
特別地方消費税	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
自動車税	(544,900)	(16)	(158,500)	(4)	(386,400)	(12)	(100,992)	(1)	(0)	(0)	(285,408)	(11)	(285,408)	(11)	(11)		
計	(2,389,098)	(32)	(158,500)	(4)	(2,230,598)	(28)	(185,889)	(2)	(12,200)	(1)	(2,032,509)	(25)	(2,032,509)	(25)	(25)		
20 年度	法人県民税	(23,200)	(2)	(23,200)	(2)	(23,200)	(2)	(9,766)	(1)	(13,434)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
個人事業税	(7,415,175)	(22)	(7,415,175)	(22)	(7,415,175)	(22)	(1,038,461)	(1)	(0)	(0)	(6,376,714)	(21)	(6,376,714)	(21)	(21)		
法人事業税	(12,200)	(1)	(12,200)	(1)	(12,200)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(12,200)	(1)	(12,200)	(1)	(1)		
不動産取得税	(4,436,701)	(12)	(4,436,701)	(12)	(4,436,701)	(12)	(463,800)	(4)	(3,413,960)	(2)	(588,941)	(6)	(588,941)	(6)	(6)		
特別地方消費税	(4,475,501)	(13)	(4,475,501)	(13)	(4,475,501)	(13)	(463,800)	(4)	(3,413,960)	(2)	(597,741)	(7)	(597,741)	(7)	(7)		
自動車税	(1,676,767)	(46)	(667,967)	(15)	(1,008,800)	(31)	(278,587)	(6)	(0)	(0)	(730,213)	(25)	(730,213)	(25)	(25)		
計	(13,564,043)	(83)	(667,967)	(15)	(12,896,076)	(68)	(1,790,614)	(12)	(3,439,594)	(4)	(7,665,868)	(52)	(7,665,868)	(52)	(52)		
		(13,607,843)	(84)	(667,967)	(15)	(12,934,876)	(69)	(1,790,614)	(12)	(3,439,594)	(4)	(7,704,668)	(53)	(7,704,668)	(53)	(53)	

②現年分

税目	課定額 円	件数	収入額 円	件数	不納欠損額 円	翌年度繰越		備考
						未収額 円	件数	
法人県民税	(919,166,900) (919,166,900)	(9,819) 9,819	(904,898,925) 904,898,925	(9,559) 9,559	(71,031) 71,031	(14,196,944) 14,196,944	(258) 258	
県民税利子割	(93,303,878) (93,303,878)	(441) 441	(93,337,628) 93,337,628	(442) 442	(0) 0	(-33,750) -33,750	(-1) -1	調定前収納 1件 33,750円
個人事業税	(154,292,400) (154,292,400)	(2,256) 2,256	(153,502,739) 153,502,739	(2,233) 2,233	(0) 0	(789,661) 789,661	(23) 23	
法人事業税	(2,090,520,300) (2,090,520,300)	(4,929) 4,929	(2,067,123,253) 2,067,123,253	(4,832) 4,832	(0) 0	(23,397,047) 23,397,047	(97) 97	
不動産取得税	(427,017,000) (428,754,000)	(2,500) 2,502	(396,214,100) 396,214,100	(2,440) 2,440	(0) 0	(30,802,900) 32,539,900	(60) 62	徴収猶予 2件 1,737,000円
ゴルフ場利用税	(78,203,250) (78,203,250)	(82) 82	(77,990,850) 77,990,850	(81) 81	(0) 0	(212,400) 212,400	(1) 1	
自動車税	(2,917,832,000) (2,917,832,000)	(85,050) 85,050	(2,898,634,135) 2,898,634,135	(84,359) 84,359	(0) 0	(19,197,865) 19,197,865	(691) 691	
地区税	(97,200) (97,200)	(8) 8	(97,200) 97,200	(8) 8	(0) 0	(0) 0	(0) 0	
軽油引取税	(1,608,212,952) (1,647,182,302)	(621) 635	(1,544,847,670) 1,544,847,670	(589) 589	(0) 0	(63,365,282) 102,334,632	(32) 46	徴収猶予 14件 38,969,350円
産業廃棄物 処分税	(86,670) (86,670)	(11) 11	(86,670) 86,670	(11) 11	(0) 0	(0) 0	(0) 0	
県たばこ税	(1,272) (1,272)	(1) 1	(1,272) 1,272	(1) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 0	
計	(8,288,733,822) (8,329,440,172)	(105,718) 105,734	(8,136,734,442) 8,136,734,442	(104,555) 104,555	(71,031) 71,031	(151,928,349) 192,634,699	(1,161) 1,177	
個人県民税	(6,060,770,784) (6,060,770,784)	(5,205,779,766) 5,205,779,766	(854,991,018) 854,991,018	(84,555) 84,555	(0) 0	(854,991,018) 854,991,018		
合計	(14,390,210,956) (14,390,210,956)	(13,342,514,208) 13,342,514,208	(71,031) 71,031	(1,006,919,367) 1,047,625,717				

(2) - 1 税外収入未済額 (県税関係) (平成24年3月31日現在)

① 過年度分

区分 税目	年度	過少申告加算金		不申告加算金		重加算金		計		備考
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
	18 以前		円		円		円		円	
	19 年度									
	20 年度									
法人事業税	21 年度	1	1,700	1	6,300					
法人事業税	22 年度					4	1,905,100			
合計		1	1,700	1	6,300	4	1,905,100	6	1931,100	

② 現年度分

区分 税目	過少申告加算金		不申告加算金		重加算金		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
法人事業税		円	8	14,645	8	87,433	16	102,078	
合計			8	14,645	8	87,433	16	102,078	

(2) - 2 税外収入未済額 (県税関係以外) (平成24年3月31日現在)

① 過年度分

該当なし。

② 現年度分

該当なし。

10 未収金回収促進のための取り組み状況

(1) 県税関係

取 り 組 み 状 況	取 り 組 み 効 果
<p>未収金回収促進（滞納額圧縮）のためには、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 納税意思と納付能力を早期かつ完全に把握すること 2. 的確で迅速な処理方針を決定すること 3. 決定事項を迅速に実行すること <p>が必要であり、当局においては以下の取組みを行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 早期かつきめ細かな納税勧奨と早期かつ徹底的な各種調査（データ収集）を実施している。 <ol style="list-style-type: none"> ① 納税勧奨 <ul style="list-style-type: none"> ア 文書催告：一次催告、二次催告、債権調査予告、出頭通知、差押予告、家宅搜索予告、公売予告等 イ 臨戸：能動的なもの（臨宅通知他） 受動的なもの（滞納者の要請他） ウ 電話：能動的なもの（文書催告に応じない者他） 受動的なもの（滞納者の要請他） ② 財産調査 <ul style="list-style-type: none"> ア 財産の種類：債権（銀行預金、郵便貯金、給料等）、無体財産権（電話加入権等）、不動産、動産、自動車等 イ 調査先：官公庁（県、市町村、税務署、法務局、社保等）、臨場（滞納者等）、関係先（取引先、金融機関、担保権者、郵便局、NTT等）、探聞（近隣、家族、同業者等） 2. 上記1により把握したデータを、担当者だけでなく徴収方針会議（月1回）や、大口分は局内協議を随時実施して、各事案毎に分析と処理方針を決めている。 3. 滞納整理事務を均質化させるため滞納整理について、類型による基本的な処理方針を周知している。 <ol style="list-style-type: none"> ① 納付能力が乏しく一括納付が困難な滞納者 <ul style="list-style-type: none"> → 的確な納税指導を行い、分納誓約書を提出させ履行監視を行う。不履行の場合、その理由を把握し、正当な理由がない場合は滞納処分を執行する。また、地方税法に基づく徴収猶予、換価猶予の措置も講じている。 ② 納付能力がありながら納税意思の低い大口、常習、悪質滞納者 <ul style="list-style-type: none"> → 徹底的な財産調査を実施し、財産を発見しだい早期に厳正な滞納処分を執行する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 滞納者の生活状況等を早期に把握し、滞納者毎の実態に沿った滞納整理が推進できた。 <ol style="list-style-type: none"> ① ア、イ、ウの手段を効率的に組み合わせることで、滞納者の状況に応じた処理方針が立てやすく、効果的な滞納整理を推進できた。 ② 納税交渉と並行して財産調査を進めることにより、納税意識の低い滞納者等に対して迅速な滞納処分をすることができた。 2. 目標設定や滞納整理の方針が明確化されたことにより早期に適切な処理が図られた。 <ol style="list-style-type: none"> ① 滞納者の状況把握、資力に合わせた納税進行管理ができた。 ② 約束不履行者・悪質滞納者を早期に見極め、効果的に滞納処分を進めた。

取 り 組 み 状 況	取 り 組 み 効 果
<p>③ 納付能力がありながら、納税意思の低い少額滞納者 → 通常の納税勧奨により自主納付を促すが、応じない者に対しては、最終的に強制調査である家宅搜索を含む、滞納処分を執行する。</p>	<p>③ 納税意識の希薄度を検証し滞納処分を執行した。</p>
<p>④ 納付能力のない滞納者 → 表見財産が皆無であり、家宅搜索を実施してもなお、差押えすべき財産が無いと認められる者に対しては、滞納処分の停止等の徴収緩和措置を講じている。</p>	<p>④ 破産、生活保護等の生活困窮状況に陥った者に対する、地方税法上の徴収緩和措置を適用し、実態に即した処置を講じることができた。</p>
<p>4. その他</p>	
<p>① 資金の流動時期である6月と12月を滞納整理強化月間として設定し、重点的に滞納整理に取り組んでいる。</p>	<p>① ボーナス時期であるため、積極的に差押等の滞納処分を執行した。</p>
<p>② 滞納整理業務をより促進させるため、担当者毎、地区毎にそれぞれ解決すべき課題、達成すべき数値目標を設定している。</p>	<p>② 納期内納税者との公平性が確保され、職員の意識向上を促した。</p>
<p>③ 個人県民税徴収向上対策 ア 地方税法第48条の規定による町村から徴収の引継ぎを行い、県が主体的に滞納整理に取り組んだ。 H23 差押実績 件数 14件、金額 562,167円</p>	<p>③ ア 徴収専任職員が少なく財産調査が行き渡らない町村に代わり、徹底的な財産調査を行い、財産を発見しだい滞納処分を実施したことにより滞納額を圧縮することができた。</p>
<p>イ 地方税滞納整理機構で、県と市町村の共通滞納者に対して文書催告、臨戸を行うなど滞納整理に取り組んだ。</p>	<p>イ 県と市町村が共同で滞納整理を行うことで、重複事務の排除による効率化が図られた。</p>
<p>④ 未収金の回収を図るため、動産及び不動産の差押を執行し、差押財産の換価についてインターネット公売を実施した。 H23 インターネット公売 <182件> 落札件数 89件、落札金額 299,255円(全て動産) ※落札金額から手数料支払いあり(滞納処分費)。</p>	<p>④ インターネットを通じ、滞納処分について多くの人に周知でき公売参加者が拡大している。</p>
<p>⑤ 徴収スタッフネットの研究会を通じ、県及び市町村徴税職員のスキルアップを図っている。</p>	<p>⑤ 職員による研究会での事例発表や総則講義により、モチベーションの維持やスキルアップにつながった。</p>
<p>⑥ 自動車税特有の取組みについて ア 差押予告状を早期に送付することにより、滞納件数の早期圧縮を図った。</p>	<p>⑥ ア 差押予告状の送付により、滞納者からの反応があり、早い時期の納税交渉が実施できた。 また、納税催告文書を送付する封筒を色付にして注意喚起を促すことで、早期の徴収や納税相談につながった。</p>
<p>イ 9月から11月にかけて、夜間を含む集中的な臨戸徴収を実施し、滞納件数の早期圧縮を図った。</p>	<p>イ 集中的な臨戸徴収により、滞納の圧縮効果が確認された。</p>
<p>ウ 悪質なケースは、自動車のタイヤロックや車両引き上げを実施した。 H23 実施件数 1件</p>	<p>ウ 厳正な姿勢を示すことで、納税に対する意識を変えることができ、併せて早期の滞納整理に繋げることができた。</p>

(2) 税外収入関係

取り組み対象の未収金 [科目(目・節)]	債権管理事務 取扱要領の作成の有無	取 り 組 み 状 況	取 り 組 み 効 果
延滞金及び加算金	有 「税外未収金 (加算金・延 滞金)の確保 対策につい て」(H15.4.3 0付税務課長通 知)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本税完納時に納付するよう指導 ・ 過年度税外未収金について本税納付交渉時に言及 ・ 本税の分納誓約書を提出させる際に延滞金、加算金についても記入 ・ 延滞金確定後、即納付書送付 ・ 催告状送付 ・ 年に二度文書による一斉催告 ・ 滞納者は名簿で債権管理 ・ 滞納整理票により管理 ・ 局内協議の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再三の催告指導による納税意識の向上 ・ 組織的な滞納整理の執行により情報の共有化が促進され、円滑な滞納整理が実現 ・ 集中的な納付書送付により、滞納の圧縮効果が確認された。

11 不納欠損額調べ

(平成24年3月31日現在)

調定 年度	科 目 (税目又は 目、節)	滞納者	納付期限	債権消滅 の起算日	不納欠損 処分年月日	不納欠損額	不納欠損処分を行った 理由
20	法人県民税	4	H20.06.02	H24.03.07	H24.03.19	円 13,434	即時消滅(滞納処分執行 停止H24.03.19) 表見財産なし
21	"	6	H20.09.01	H21.03.06	H24.03.19	18,600	即時消滅(滞納処分執行 停止H24.03.19) 表見財産なし
"	"	7	H21.09.30	H23.07.13	H24.03.22	52,330	即時消滅(滞納処分執行 停止H24.03.22) 表見財産なし
"	"	8	H21.08.31	H23.04.27	H24.03.22	31,085	即時消滅(滞納処分執行 停止H24.03.22) 表見財産なし
"	"	9	H21.08.31	H21.09.18	H24.03.27	20,970	即時消滅(滞納処分執行 停止H24.03.27) 表見財産なし
"	"	10	H21.11.30	H23.09.17	H24.03.15	16,000	即時消滅(滞納処分執行 停止H24.03.15) 表見財産なし
"	"	"	"	"	"	10,500	"
22	"	12	H22.05.31	H24.03.02	H24.03.21	59,400	即時消滅(滞納処分執行 停止H24.03.21) 表見財産なし
"	"	"	"	"	"	21,000	"
"	"	"	H22.11.30	"	"	29,700	"
"	"	"	"	"	"	10,500	"
"	"	13	H22.07.08	H22.08.04	H24.03.22	21,000	即時消滅(滞納処分執行 停止H24.03.22) 表見財産なし
"	"	14	H22.05.31	H22.06.18	H24.03.22	136,500	即時消滅(滞納処分執行 停止H24.03.22) 表見財産なし
23	"	15	H22.05.31	H23.12.15	H24.03.19	18,531	即時消滅(滞納処分執行 停止H24.03.19) 表見財産なし
"	"	"	H23.05.31	H23.12.06	"	52,500	"
小 計						512,050	

調定 年度	科 目 (税目又は 目、節)	滞納者	納付期限	債権消滅 の起算日	不納欠損 処分年月日	不納欠損額	不納欠損処分を行った 理由
20	法人事業税	4	H20.06.02	H24.03.07	H24.03.19	12,200	即時消滅(滞納処分執行 停止H24.03.19) 表見財産なし
21	"	10	H21.11.30	H23.09.17	H24.03.15	47,295	即時消滅(滞納処分執行 停止H24.03.15) 表見財産なし
22	"	12	H22.05.31	H24.03.02	H24.03.21	17,800	即時消滅(滞納処分執行 停止H24.03.21) 表見財産なし
"	"	"	H22.11.30	"	"	106,000	"
小計						183,295	
18	個人事業税	1	H18.05.01	H21.01.23	H24.03.27	136,150	停止後3年経過(滞納処 分執行停止H21.03.24) 表見財産なし
"	"	"	"	"	"	593,200	"
"	"	"	"	"	"	549,200	"
"	"	"	"	"	"	571,900	"
"	"	"	"	"	"	459,700	"
"	"	2	H18.06.30	H21.03.11	H24.03.27	247,576	停止後3年経過(滞納処 分執行停止H21.03.25) 表見財産なし
"	"	"	"	"	"	406,000	"
"	"	"	"	"	"	460,700	"
小計						3,424,426	
19	不動産取得税	3	H19.11.30	H24.03.14	H24.03.22	12,200	即時消滅(滞納処分執行 停止H24.03.22) 表見財産なし
20	"	5	H20.09.01	H21.04.28	H24.03.15	233,400	即時消滅(滞納処分執行 停止H24.03.15) 表見財産なし
"	"	"	"	"	"	3,180,560	"
小計						3,426,160	

調定 年度	科 目 (税目又は 目、節)	滞納者	納付期限	債権消滅 の起算日	不納欠損 処分年月日	不納欠損額	不納欠損処分を行った 理由
2 1	ゴルフ場利用税	1 1	H21. 12. 15	H23. 09. 13	H24. 03. 15	934, 143	即時消滅 (滞納処分執行 停止H24. 03. 15) 表見財産なし
"	"	"	H22. 01. 15	"	"	401, 375	"
小 計						1, 335, 518	
2 1	地方法人特別税	1 0	H21. 11. 30	H23. 09. 17	H24. 03. 15	38, 703	即時消滅 (滞納処分執行 停止H24. 03. 15) 表見財産なし
2 2	"	1 2	H22. 05. 31	H24. 03. 02	H24. 03. 21	171, 800	即時消滅 (滞納処分執行 停止H24. 03. 21) 表見財産なし
"	"	"	H22. 11. 30	"	"	85, 800	"
小 計						296, 303	
2 1	不申告加算金	1 1	H22. 03. 08	H23. 09. 13	H24. 03. 15	20, 000	即時消滅 (滞納処分執行 停止H24. 03. 15) 表見財産なし
小 計						20, 000	
合 計						9, 197, 752	

12 負担金、補助金、交付金及び委託料支出状況調べ

(1) 負担金

該当なし。

(2) 補助金

予算科目 (賦課徴収費)

(平成24年3月31日現在)

① 国 補 分

該当なし。

② 単 県 分(1)

(単位：円)

補助金等の名称 (補助金の創設年度)	交付先	間接	補助対象経費 補助率及び 補助金額	実施計画承認 又は内示年月日	着 手 年月日	額の確定 年月日	支 出 の 状 況			備 考
				交 付 申 請 年 月 日	完 了 年月日	検 査 年 月 日	概算払 ・精算 払の別	支 出 年月日	金 額	
事業の内容			交 付 決 定 年 月 日	実 績 報 告 年 月 日	審 査 ・ 現 地 調 査 年 月 日					
納税貯蓄組合 補助金 (昭和30年度)	上道町6 区東納税 貯蓄組合 ほか94組 合		使用人の雇用に要した経費、帳簿書類の購入に要した経費、事務所の借受けに要した経費、その他の事務費	—	—	—	精算	23.06.30	920,700	
			23.04.18 外	—	23.04.18 外					
納税貯蓄組合の 運営に要する経費			(補助率：) 県税の納税義務者である組合員の数に300円を乗じて得た額等	23.06.28	23.06.28	—				
単 県 分 計									920,700	

② 単 県 分(2)

(単位：円)

補助金等の名称 (補助金の創設年度)	交付先	間 接	補助対象経費	実施計画承認 又は内示年月日	着 手 年月日	額の確定 年月日	支 出 の 状 況			備 考
				交 付 申 請 年 月 日	完 了 年月日	検 査 年 月 日	概算 ・精算 別の別	支 出 年月日	金 額	
				交 付 決 定 年 月 日	実績報告 年月日	審 査 ・ 現 地 調 査 年 月 日				
納税貯蓄組合 連合会補助金 (平成23年度)	西部地区 納税貯蓄 組合連合 会		租税教育に資 する活動経 費、県税に関 する広報活動 に要する経 費、県税に関 する研修会講 演会等の開催 に要する経 費、連合会の 運営に関する 経費等 (補助率：8/10)	—	—	24.5.1	概算 精算	23.06.30 24.5.1	240,000 △103,233	
23.04.26				24.03.31	—					
23.05.24				—	24.04.25					
納税貯蓄組合連 合会が県民に対 して行う納税思 想の啓蒙に資す る取組を促進 し、租税納期内 完納の推進を図 る。										
単 県 分 計									136,767	

(3) 交付金

該当なし。

(4) 委託料

該当なし。

13 工事請負費調べ

該当なし。

14 財産に関する調べ

(1) 公有財産

該当なし。

(2) 金券類の受払状況

切手の受払

(3) 債権

該当なし。

15 財産の貸付け及び使用許可調べ

(1) 土地及び建物

該当なし。

(2) 物品

該当なし。

16 借受不動産明細調べ

該当なし。

17 職員住宅及び職員駐車場の管理状況調べ

(1) 職員住宅

該当なし。

(2) 職員駐車場

該当なし。

18 自動車（二輪を除く）の管理状況調べ

該当なし。